

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十三号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

埼玉県公営企業管理者 奥 野 立

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程（昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の埼玉県公営企業財務規程の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。